



印したに過ぎないのであります。批准をいたしております。

○松村眞一郎君　そうしますと、この日本の態度はどうなりますか、やはりこの態度で進むつもりであるのか、どうですか。

○政府委員(村上前一君)　この條約の前文にあります通りに、無国籍の場合及び二重国籍の場合を消滅せしめるといふことを理想として、立法をやつて行くという態度におきましては、現行法もやはりこの改正案も全くこの條約の精神と同一の態度をとつてゐるわけでありませぬ。

○松村眞一郎君　憲法の第二十二條の「国籍を離脱する自由を侵されぬ」といふ規定は、無国籍になるということに許さないという意味がここに入つておるといふ解釈ですか。日本の国籍を離脱する、その結果果を離れてしまふ、そういうこともまあ國民が皆そういうことを行おうとすると大変困ることになりますけれども、憲法の解釈としてはどうお考えなんでしょうか。無国籍にならない場合において離脱する自由を侵されぬという、こういうふうに読むわけですか。

○政府委員(村上前一君)　憲法第二十二條二項の解釈をいたしまして、離脱の結果無国籍になるという場合に、離脱の自由を許すという趣旨ではない、やはり国籍強制主義と申しますか、他國の国籍を持つてゐる者に対して、自國の国籍を強制する、一度國民たるものは永久に國民であるという昔の主義をとらない、国籍非強制の主義を宣言したものと、かように解釈いたしてゐるのであります。

○鬼丸義齋君　この帰化の場合の第四條の規定であります、只今松村委員の質問されておりました第五號の場合に他の要件は全部完備しておるのであるけれども、日本国籍を取得することによつてその本國の国籍を失ふという点にもなりませぬので、先ず本國の国籍を失ふことが帰化の許可條件になるとするならば、それはやはり條件付の許可といふことになるのでしようか。少くとも日本本國に国籍を有するに至るならば、その國の法規上当然やはりその國の国籍を失ふという規定の存せざる國民の、日本の帰化というものはでき得ないことになるのであるか。それとも或いは帰化の申請が法務總裁にあつた場合に、法務總裁の方からその本國のやはり意見を聴いて、若し日本國の国籍を与えるならば、自國の国籍はやはり当然失ふことを承認することかんとかといふふうな、それか、その点をほつきりしなければ帰化条件を充たさないことになるのじやないか、その点はどういふふうにお考えになるか、それが一点。

それから次の、若し帰化する者の家族の者が二十才に満たざる者であつて、共にやはり日本國民になりたいという希望を持ちましたも家族の者が二十才に満たないような場合には、家族はやはり取得することを許さない、こういうことになつては非常な不自然なように思ひます、当然立法に当りましては考慮されたことと思ひますが、その点に対する御意見を承りました。

○政府委員(村上前一君)　第四條第五号によつて日本の国籍の取得により本國の国籍を失ふことが要件とされてお

りますので、丁度この国籍法案の第八條にありますが、その本國の国籍法で日本の国籍を取得すれば現在の国籍を失ふという規定がなければ帰化を許すことができない、かような解釈であります。つまり二重国籍の発生防止という理想を貫徹するためにこういう規定になつておるわけでありませぬ。

それから家族が殊に妻子が同時に帰化したという場合であります、第六條に簡易なる帰化の條件が規定してございませぬ、この四條に掲げてあります帰化の條件は、妻子その他の家族の場合には遙かに軽減されておりました。それから殊に年齢が十五才に満たない、つまり意思能力を持たないといふような幼年者の場合には、第十一條の規定によりまして法定代理人が代つて帰化の申請をすることもできることにもなつております。同時に帰化することも可能になつておるわけでありませぬ。

○鬼丸義齋君　第二の点はよく分りました、第一の点に對しまして、現在日本以外の外國の国籍法の規定でそういうふうなことになるおりました、日本の例えは八條のような規定を設けておるような國は大略どのくらいになつておりましたか。

○政府委員(村上前一君)　現在分つております各國立法例におきましては、殆んど大部分の立法例がこの第八條に相當する規定を設けておるようであります。

○鬼丸義齋君　大部分と言いますとやはり若干はあるのですが、それに反對の規定が、それから朝鮮の場合はどういふふうになるのですか。

○政府委員(村上前一君)　朝鮮の場合についてお答えいたしますが、朝鮮人につきましては、我が國の国内法の立場からは現在も尙日本の国籍を持つておる者と解釈いたしておるのであります。従ひまして現在におきましては、朝鮮人が内地人に帰化するといふ問題は起り得ない、さような解釈になつておるのであります。朝鮮人の国籍は將來講和條約によりまして最終的に決定されるわけでありませぬ、その場合には外國人といふことになると思われま

○鬼丸義齋君　ちよつと私の点は理解したいのですが、ポツダム宣言に基き日本の主権の及ぶ範圍といふものは限られておる、日本の主権の及ばない範圍の者の住民、朝鮮人が、日本の国籍を持つことに、法的にはどこに根拠があるのでしょうか、それを一つお示し願ひたい。

○政府委員(村上前一君)　朝鮮が日本の領土から除かれることは、ポツダム宣言によつて確定的になつておるわけです、日本が占領下にありまして外交上の権能を停止されております結果、朝鮮に成立しておる獨立國を承認する、國家を承認するといふ國際法上の行為をする能力はないわけでありませぬ。又將來講和條約或いは兩統治國間の條約によつて、朝鮮人の国籍について特別の定めができるということも想像されるのであります、現在の我が國の立場といたしましては、殊に国内法の立場といたしましては、外國の国籍を持つておる者と認めるわけには参り

ませぬので、従来通り日本の国籍を保有しておる、かような解釈を採つておるわけでありませぬ。

尙先程お尋ねがありました第八條と違ふ趣旨の立法例といたしましては、中華民國の国籍法の十一條であります、自己の志望によつて外國の国籍を取得する場合にも、内政部の許可を得て中華民國の国籍を失ふことができるというふうな許可を必要としておる立法例もあるのであります。併しこれは極めて少數の例外でありまして、大多數の國では、我が國の国籍法の第八條と同じような趣旨を持つておるわけでありませぬ。

○鬼丸義齋君　後の場合はそれで分りました、第一の例えは朝鮮人の日本国籍を持つ者が、日本においては日本人の国籍を持つ者と同様に国内法で認められておるといふ只今の説明では、ちよつと私は分りませぬが、もう少し法律上の、内地の国内法の法的根拠はどこに置いて、そういうことに只今政府のほうでは御覽になつておるのであります。現に朝鮮に本籍を持ちます者には、いろいろの方法によつて裁判所の許可を得る、或いは婚姻、養子縁組等の方法によつて現にやつておるのであります、若し只今の説明のごとくであるとするならば、朝鮮人にして日本に住する者は、全く日本人と同様な国籍を持つ者といふふうなことに解されるには、何かの法的根拠がやはりなければならぬ。そうして又そういうふうな漢とした一休解釈を思ふから、重ねて法的根拠を一つお示し願ひたい。

○政府委員(村上前一君)　朝鮮人は曾



るのでありますが、只今までのところ先程申し上げました御説明の結論に到達してあるわけでありまして、これ以上或いは明確にいたすことは困難かと考へるのであります。

○鬼丸義齋君 私はこの際、特にこの問題に対しては余りにも重要なことでありますから、外務大臣の一つ御出席を願つて明確にしたいと思ふ。この程度では、只今の説明では私は承服し難い。

○松井道夫君 今の問題に關連してちよつとお尋ねしますが、大韓民国を承認してある国、或いは承認していない国の關係はどういうことになつておられますか。

○政府委員(村上前一君) 大韓民国を承認してある国がどこどこであるかという事は後程取調べましてお答えいたします。

○大野幸一君 この国籍法において本国籍という法はこれはやはり法の地位にあるのか、事実の地位にあるのかと申しますのは今まで非常に本国籍を當事者の立法責任に帰せられるようにも考へるし、法であるから裁判所で職権で取調べるというものであるか、今までどうであつたか知りませんが、現在どう考へておられますか。

○政府委員(村上前一君) 本国籍の内容がどうなつておるかということ、帰化の許可、その他国籍事務を取扱います政府機関の責任において調査いたすわけでありまして、現在もそういうしております。

○大野幸一君 第九條の場合には二重国籍を暫定的に認めざるを得ないという考へでこれは第九條があつたのですか。

○政府委員(村上前一君) 第九條は現行法の第二十條の二及び第二十條の三の規定を整理して一まとめにいたしましたのであります。我が国の国籍法が血統主義を採り、北米、南米諸国の国籍法は出生地主義を原則といたしております。そのため二重国籍が生ずるのであります。そういう場合の二重国籍の発生を成るべく少くするために、国籍留保という特別の意思表示をしなければ日本の国籍を出生の時に遡つて与えないというのが第九條の趣旨であります。

○大野幸一君 国籍の留保の申請をした場合はやはり二重国籍を承認するわけでありませんか。

○政府委員(村上前一君) そうであります。

○大野幸一君 第十一條の法定代理人というものは、これは国内法による法定代理人であるのか、それとも外国法の法定代理人でもよろしいのですか。

○政府委員(村上前一君) 法令の規定によりまして親権者の場合は父方、母方の本国籍、後見の場合は被後見人の本国籍というものが準拠法になるわけでありまして。

○大野幸一君 先程の鬼丸委員の質問に關連するのですが、第三條の日本国民でないということには朝鮮人は今のところ含まないのですか。

○政府委員(村上前一君) 現在のところはそうであります。

○政府委員(村上前一君) 朝鮮に住んでおる朝鮮人と日本に住んでおる朝鮮人と分けて国籍を別々に考へる考へ方も一部にはあるのであります。私が先程申し上げましたように、これを區別して考へる法律的理由がない。従いまして法務府といたしましては我が国の国内法の立場からすれば、従来通り日本の国籍を持つておる、かように解釈をいたしておるのであります。

○鬼丸義齋君 そうしますと日本の国民として国籍を持つ国民の総数は幾らになるのですか。

○政府委員(村上前一君) 日本に在住しておる朝鮮人を加えての、つまり日本の国籍を有するものの総数は只今のところ正確には分つておりません。

○鬼丸義齋君 それではその数字をお示し願ひますか、調査して。日本国民が一体日本国民の総数の人口を知らないと、どういふことはありえないのですから、政府として日本に国籍を持つ日本人というものの一人人口が何人であるか分らないはずなので、それから、それを含めて日本人であるとするならば、その総数は当然分らないわけでは、それを一つ調査願つてここで明確にして頂きたい。

○大野幸一君 先程から政府委員の御答弁によりまして朝鮮人か依然として日本国民として扱つておるかも知れませんが、日本国民と同様な取扱となつておることの国内法的に考へておられることはちよつとどうしても法的の根拠がない限りは理解できない。もう少しその点を明確にして頂きたい。

○委員長(伊藤修君) 今の政府委員の御答弁は政府の御見解の確定的なものですか。

○政府委員(村上前一君) 日本の国籍を持つておるといふふうには解釈いたします。

○委員長(伊藤修君) 日本政府としては……

○松井道夫君 朝鮮人の国籍の問題についてはこれは現在に始まつたものでは、私第六回の国会で施政方針における質疑においてその点に觸れておるのであります。現在一番問題になつておることは大韓民国並びに三十八度以北の何と申しますか、北鮮と申しますか忘れましたが、その国と二国が成立しておりました、そうして例へば大韓民国の政府の見解といたしましては、要するに朝鮮人は朝鮮に住むと日本内地に住むとを問はずこれは大韓民国の国民である、さういふ見解を堅持して居るのであります。たま／＼私の質問に對しては、法務総裁から朝鮮人はすべし日本国民であるという答弁をされた結果、大韓民国のたしか国会であつたと思ひますが、相当な問題を起しまして議長が声明を發しておるのであります。その後さういふことがありま

すので、その後さういふことがありま

すので、その後さういふことがありま

すので、その後さういふことがありま

たような感じを持つておつたのであります。只今の話ではさうではありませぬ。それで私は講和條約のときに日本在留の朝鮮人については、その志望によつて直ちに日本人になり得るといふような簡易な方法を認めたらどうかという事を提案いたしましたのであります。が、政府の方ではもと／＼日本人であり且つ講和條約によつてはつきりするのであるから、さういふ点は必ずしも考へてはならないという趣旨の答弁であつたのであります。政府委員の御答弁の中に内地に於いての朝鮮人と朝鮮本土に於いての朝鮮人と別個に考へる考へ方もあるといふことを言われたので、実は私はさういふことを言われたので、実は私はさういふことを言われたので、

たような感じを持つておつたのであります。只今の話ではさうではありませぬ。それで私は講和條約のときに日本在留の朝鮮人については、その志望によつて直ちに日本人になり得るといふような簡易な方法を認めたらどうかという事を提案いたしましたのであります。が、政府の方ではもと／＼日本人であり且つ講和條約によつてはつきりするのであるから、さういふ点は必ずしも考へてはならないという趣旨の答弁であつたのであります。政府委員の御答弁の中に内地に於いての朝鮮人と朝鮮本土に於いての朝鮮人と別個に考へる考へ方もあるといふことを言われたので、

たような感じを持つておつたのであります。只今の話ではさうではありませぬ。それで私は講和條約のときに日本在留の朝鮮人については、その志望によつて直ちに日本人になり得るといふような簡易な方法を認めたらどうかという事を提案いたしましたのであります。が、政府の方ではもと／＼日本人であり且つ講和條約によつてはつきりするのであるから、さういふ点は必ずしも考へてはならないという趣旨の答弁であつたのであります。政府委員の御答弁の中に内地に於いての朝鮮人と朝鮮本土に於いての朝鮮人と別個に考へる考へ方もあるといふことを言われたので、

たような感じを持つておつたのであります。只今の話ではさうではありませぬ。それで私は講和條約のときに日本在留の朝鮮人については、その志望によつて直ちに日本人になり得るといふような簡易な方法を認めたらどうかという事を提案いたしましたのであります。が、政府の方ではもと／＼日本人であり且つ講和條約によつてはつきりするのであるから、さういふ点は必ずしも考へてはならないという趣旨の答弁であつたのであります。政府委員の御答弁の中に内地に於いての朝鮮人と朝鮮本土に於いての朝鮮人と別個に考へる考へ方もあるといふことを言われたので、

たような感じを持つておつたのであります。只今の話ではさうではありませぬ。それで私は講和條約のときに日本在留の朝鮮人については、その志望によつて直ちに日本人になり得るといふような簡易な方法を認めたらどうかという事を提案いたしましたのであります。が、政府の方ではもと／＼日本人であり且つ講和條約によつてはつきりするのであるから、さういふ点は必ずしも考へてはならないという趣旨の答弁であつたのであります。政府委員の御答弁の中に内地に於いての朝鮮人と朝鮮本土に於いての朝鮮人と別個に考へる考へ方もあるといふことを言われたので、

たような感じを持つておつたのであります。只今の話ではさうではありませぬ。それで私は講和條約のときに日本在留の朝鮮人については、その志望によつて直ちに日本人になり得るといふような簡易な方法を認めたらどうかという事を提案いたしましたのであります。が、政府の方ではもと／＼日本人であり且つ講和條約によつてはつきりするのであるから、さういふ点は必ずしも考へてはならないという趣旨の答弁であつたのであります。政府委員の御答弁の中に内地に於いての朝鮮人と朝鮮本土に於いての朝鮮人と別個に考へる考へ方もあるといふことを言われたので、

して分けて考えるという議論はどういう方面にあるのか、又その根拠はどうか、この第二條の說明により、この第二條の要件を備えない日本国民ができて来るわけです。

○政府委員(村上朝一君) この朝鮮人の国籍の問題について政府部内におきましていろいろ検討いたしておりますが、そのうち意見が一部から出たという意味で申し上げたのであります。我が国の法令上の取扱におきましても外国人登録令等はすべての朝鮮人は外国人に準じて取扱うという態度を取っておりますが、昨年出ました外国人の財産取得に関する政令、いわゆる外国人財産取得令と称しておりますが、これなどは終戦前から引続いて日本に住んでおるものは外国人として取扱わず、それ以外のものは外国人として取扱うところというふうに分けて取扱う態度を取っております。要するに先程来たたびく申し上げますように我が国が外交上の権能を持たないという特殊な地位にありましますために、只今朝鮮人の法律的な地位に関する問題も非常に錯雑しております。内情に任せている朝鮮人に対する将来の取扱の問題につきましては、松井委員の御意見の点は、いづれ講和條約その他の際に必ず検討される問題だと私共考えておるわけです。

○鬼丸義齋君 今国籍法の審議をいたしてありますときに當つて、第二條によつて日本国民の国籍というものは決る、その第二條中には只今の説明の趣旨とは全然違ふものが挙がつて来ておるのです。国籍法の審議に當つて国籍法に書かざる、要件を備えざるものが一般に日本国民なりと説明しておい

て、これを我々に審議しろということでは甚ださうかと思ふ。この第二條の要件は完全に只今の説明によりましますと要件を備えない日本国民ができて来るわけです。

○政府委員(村上朝一君) 第二條は現行法の第一條、第三條、第四條をそのまま踏襲してあるのであります。国籍法は現行国籍法が終戦前から朝鮮人に適用があつたかどうかということ、これは長い間のむずかしい問題なのであります。台湾、樺太には国籍法が施行されておりましたに拘わりませず、朝鮮には国籍法が施行されなかつたのです。で朝鮮人の国籍の問題は、日韓併合條約によつて国際法上の原因によつてすべて日本の国籍を取得した、その後の朝鮮人の国籍の得喪は、もつぱら慣習法と條理によつて決ると、こういう解釈を従来とつて来ておるのであります。そういう關係もありまして、朝鮮人の国籍の問題にいたしまして非常にむずかしい問題にいたしております。第二條は現行法をそのまま踏襲した規定と御理解を願いたいのであります。

○鬼丸義齋君 委員長はこの法案は採決の予定かもしれませんが、私も、私共尙重ねて一遍調査したい、研究したいと思ひますから、本日はこの程度で……

○委員長(伊藤修君) そりすると、どういふ御意向ですか。

○鬼丸義齋君 いや尙研究したいのです。で今日は採決に入らないようにお願いしたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 速記を止めて下さい。

午後一時十三分速記中止

午後一時三十一分速記開始

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(村上朝一君) この法案は現行国籍法のうち新しい憲法及び改正民法の趣旨に副われない点を改めるといふことを主眼といたしまして立案したものであります。朝鮮人の国籍問題につきましても法的に申しますと、先程来申し上げました以上に御説明することができないのであります。尙現在の我が国の置かれた国際的地位、その他国際情勢等を考へまして、實際の取扱その他については尙考慮を要する点があると思へる次第であります。

○松村眞一郎君 もう少し條文的のことをお尋ねしたいと思ひますが、この第七條に該当するような事例は今までのくらいあつたんですか。日本に特別の功勞がある外国人だといふので、特別の許可をした事例ですね。それとも一つはこういう規定が特に必要なのかどうか、第四條を全面的に除外するといふようなことまでする必要があるのかどうか、或いは第四條の一号とかいふようなことだけでいいのじやないかといふような考えもあるのです。ただ條文的の議論をすれば、第四條では、どうしても折角新しく国籍を取られるとすれば、こういうことはやはり好ましくないといふことが相当書いてある。それをも除外して特別の功勞があれば全面的に第四條はこれを全部適用しないといふような大まかな規定でいいのじやないかといふ点も御説明願ひたい。

○政府委員(村上朝一君) 改正案の第七條に相当いたします現行法の第十一

條によつて、帰化を許可した事例は今まで一件もございません。第七條は現行法の第十一條にありますが、そのまま踏襲したに過ぎないのであります。ただ勅諭でありますのを、国会の承認と改めたという新しい憲法に副つた整理をいたしたに過ぎないのであります。

○松村眞一郎君 それならばむしろ削つてしまつたらどうですか。わざ／＼国会でそういうことまで議するといふことになるという、もう少し精密に考へないといふと、第四條においても、素行善良であるといふようなことがなくともよろしいといふような場合になるわけでありませぬ。殊に国会がそういうところまで乗り出して、特に功勞がある外国人の帰化を許可しなければならぬといふような権限を与えて貰わなければならぬ程の必要があるかといふ点、むしろ削つてしまつた方がいんじやないか。特にこういうこと適用がないといふものであれば、大体この四條の規定で賄い得るのじやないか。若し制限の基準が必要とするならば第一号くらいのものじやないかと思ふ。五年もいなくてもよからうといふだけで、その外の條件はあつた方がよからうといふように考へるので、素行が善良でなくてもよろしいといふことは起つて来ないのじやないか。それであるならば、第四條の例外的な規定でやれば法務総裁だけで処理してよろしいのであつて、国会がそれを承認しなければならぬといふようなことをわざ／＼掲げてまで、第七條の規定を存置しなければならぬといふ必要がどうも感じられない。

○政府委員(村上朝一君) 第七條によ

つて国会の承認を得る際には、第四條に掲げてあります要件等をも無論参照されて承認されること考へられますので、第四條の規定を全面的に排除いたす、こういう実例が今までないから削除してはどうかといふ点でありますけれども、或いは将来こういう必要が生ずることも考へられますし、外国の立法例等にもいわゆる大帰化と申しまして、こういう特別な帰化の規定を設けておる例もありませんので、特に現行法にありませんのを削除する必要もいふかと考へた次第であります。

○松村眞一郎君 私の申すのは、わざわざ国会を煩わさなければならぬような問題を新しく規定するといふことは、現行法のままでは決つてないと思はるから、第四條の規定のものを除外しようといふのであります。国会の承認を求むる場合に、これは「規定にかかわらず」といふのでありますから、その規定に當らない場合起るものであつて、當る場合は第四條で行けばよろしい。第四條の條件を備えない者を許可しようといふ場合に起るのであつて、これも必要な條項じやないかと私は思ふのです。國家に功勞があればどの規定は除外してもよろしいとお考へですか。

○政府委員(村上朝一君) 国会の承認の場合には、すべて国会の判断に任せるといふ趣旨でありまして、四條の中のどの点といふことは考へていないのであります。

○松村眞一郎君 どうも意味がよく分らないのですが、第四條で賄い得るならば四條でいいわけで、四條の規定を除外する必要があるのでは第七條があるといふように私は考へる。功績がある

からといつてどの規定を除外しようとするのか。国家に功績のある人で、四條の中でどれどれが功績があればこの条件はなくてもよろしいということでは、この規定は要らないと思ふ。むしろ現行法が漠然としておるといふ考へ方なんです。それをわざわざ国会の承認まで持つて行くという事は現行法のままでいいので、私は新しい立法になると思ふ。削つた方がいいという考へ方なんです。どの規定を除外するつもりですか。「かわらず」といふのでありますから、第四條の規定でいいものであれば何も国会に出す必要はない。法務総裁がやりなつてよろしい。ですから第四條の規定ではいかにから国会に出さうということになるのでしょうか、そうすると第四條の規定のどれを考へておるのですか。どうも私はこれは要らないと思ふのですが、第一号の外は、功績があるから二十才未満でもよろしいということ、そういうことを想像するに及ばないかと思ひます。これは「善良である」といふことは必要であると思ふのであります。が、「独立の生計」といふのはこれは或いはなくてもよろしいかも知れないが、だからこの第六号のごときも除外するということもできないでしょう。国会としてどうも理由が私には分らない。

○政府委員(村上一君) もとより現行法のままでいいのであります。が、現行法で「刑罰」とありますのは、新しい憲法によりまして天皇には國政に関する権能がないこととなりました。國権の最高機関は国会でありますので、これを国会と改めたという意味で申上げたのであります。第四條のど

の規定という点であります。場合に、より或いは第一号の条件だけを欠いておるといふ場合もありません。第四條の条件だけを欠いておるといふ場合もありません。これはもつぱら国会の判断にお任せするといふ考へでおるのであります。

○委員長(伊藤修君) 松村さんよろしくございませうか。……ではこの程度で一つお願いいたします。

○委員長(伊藤修君) では討論は省略することに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) では討論は省略いたしました。直ちに採決に入ります。

○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。それは本会議におけるところの委員長の口頭報告の内容につきましては委員長に御一任願います。御賛成の方の御署名をお願いいたします。

○委員長(伊藤修君) 速記をちよつと止めて下さい。

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて下さい。それでは民事訴訟の一部を改正する法律案を議題に供します。前回に引続き質疑を継続いたします。……別に質疑がなければ質疑はこれを以て終局

することに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) では本案全部を省略いたしました。直ちに採決することに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) では本案全部を問題に供します。本案全部に御賛成の方の御署名をお願いします。

○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。尚本会議における委員長の口頭報告の内容につきましては御了承願つて置きます。御賛成の方の御署名をお願いいたします。

○委員長(伊藤修君) では本日はこれを以て散会いたします。

午後一時五十三分散会  
出席者は左の通り。

政府委員 佐藤 達夫君  
法制度見長官 野木 新一君  
見第四局長 村上一君  
検事(民事局長)

四月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。  
一、鳥根県安来町に簡易裁判所設置の請願(第一九四一号)

一、商法改正法案中一部修正等に関する陳情(第三七四号)  
一、準人町に鹿見島地方裁判所加治木支部等移転の陳情(第三九八号)

鳥根県安来町に簡易裁判所設置の請願 請願者 鳥根県能義郡安来町長 高橋隆外十九名  
紹介議員 櫻内辰郎君  
安来町は、鳥根県の東端松江市と米子市の中間に位置する能義郡隨一の要地で山陰本線はもと論、郡内交通の中心をなし、さらに福岐島に直結する要路に當つてゐる。また国家地方警察能義地区署ならびに安来町警察署の所在地である等地理的にも事務連絡の上から適当であるから、簡易裁判所の設置に當つては、その位置を安来町に決定せられたいとの請願。

第一九八五号 昭和二十五年四月七日受理  
矯正作業の運営および利用に関する法律制定反対の請願

請願者 茨城県議會議長 島津 三郎  
紹介議員 柴田政次君  
政府は、刑務所における受刑者の矯正作業によつて、官公庁ならびに地方公共自治体の諸作業を一手に引受ける制度を立法化する由であるが、これが実現されると、民間の印刷事業に重大な打撃を与へ、民間企業を圧迫するばかりでなく、官用事業を独占する虞があるから、矯正作業の本旨にかんがみ、矯正作業の運営および利用に関する法律制定を取り止められたいとの請願。

第三七四号 昭和二十五年四月六日受理  
商法改正法案中一部修正等に関する陳情  
陳情者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一四東京商工会議所会頭 高橋龍太郎

商法改正法律案要綱は、株主の地位の保護強化を意図しているが、株主の地位を保護強化しても一般株主の保護に役立つとはいへばかりでなく、かえつて地位の濫用によつて株主全体の利益を害する虞が大きいから、一、帳簿および書類閲覧権を認める條項、定款による株式譲渡制限を禁止する條項の削除、創立総会および株主総会の特別決議の決議要件その他について修正を行われたいとの陳情。

第三九八号 昭和二十五年四月十一日受理  
準人町に鹿見島地方裁判所加治木支部等移転の陳情  
陳情者 鹿見島県島根郡準人町長 福重平之助外三十五名  
戦災により焼失した鹿見島地方裁判所

第一九八五号 昭和二十五年四月七日受理  
矯正作業の運営および利用に関する法律制定反対の請願

加治木支部、家庭裁判所支部、簡易裁判所、地方検察庁支部および区検察庁等の庁舎の再建に当つては地理的交通的産業的中心地である隼人町に移転建設せられたいとの陳情。

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、民事訴訟法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十八日)
- 一、土地台帳法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三十一日)

昭和二十五年五月八日印刷

昭和二十五年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁